

災害共済金	2,711,955円	減価償却積立預金増加額	55,050,000円
損害率	16.4%	共済備金積立預金増加額	460,616,000円
2 収支計算		附属設備増加額	295,816円
(1) 収支計算の部		増加額合計	546,269,998円
ア 収入		減少	
事業収入	1,118,652,743円	貸付金減少額	1,766,000円
繰入金収入	56,250,000円	減価償却額	56,283,940円
雑収入	708,420,205円	什器備品減少額	3,435円
返還金収入	1,766,000円	減少額合計	58,053,375円
前期繰越収支差額	2,272,092,651円	ウ 当期正味財産増加額	488,216,623円
収入合計	4,157,181,599円	エ 前期繰越正味財産額	12,527,936,419円
イ 支出		オ 期末正味財産合計額	13,016,153,042円
管理費	115,920,824円		
事業費	542,321,126円		
配分金	460,558,000円		
諸支出金	220,019,000円		
固定資産取得支出	295,816円		
積立預金支出	515,666,000円		
予備費	0円		
支出合計	1,854,780,766円		
次期繰越収支差額	2,302,400,833円		
(2) 正味財産増減計算の部			
ア 増加			
当期収支差額	30,308,182円		

鳥取県告示第六十六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の
 規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があ
 るので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	団体営農道整備事業上原地区農道整備	昭和六十一年七月三十一日
"	団体営農道整備事業賀露地区農道整備	平成元年十月三十日
"	団体営農道整備事業野坂地区農道舗装	昭和六十二年九月五日
"	団体営農道整備事業下段地区農道舗装	昭和六十三年三月十日
"	団体営農道整備事業宮谷地区農道舗装	昭和六十二年九月二日
"	土地改良総合整備事業(一般) 里仁地区農業用排水及び農道整備	平成四年三月二十日
"	土地改良総合整備事業(地域改善) 馬場地区農業用排水	昭和六十二年三月二十日
"	土地改良総合整備事業(地域改善) 国安地区区画整理	平成三年十二月三十日
"	農村基盤総合整備事業大郷(金沢四号)地区農道整備	平成四年一月三十一日
"	農村基盤総合整備事業大郷(金沢十五号)地区農業用排水	平成三年一月二十五日
"	農村基盤総合整備事業大郷(金沢十六号)地区農業用排水	平成四年一月三十一日
"	農村基盤総合整備事業大郷(金沢十七号)地区農業用排水	" "
"	農村基盤総合整備事業大郷(金沢十八号)地区農業用排水	" "
"	農村基盤総合整備事業大郷(福谷二十号)地区農業用排水	平成四年一月二十日
"	農村基盤総合整備事業大郷(福井十九号)地区農業用排水	平成三年十二月二十日
"	農村基盤総合整備事業大郷(松原十一号)地区農道整備	平成四年二月二十八日
"	農村基盤総合整備事業大郷(松原十二号)地区農道整備	平成四年三月二十日
"	農村基盤総合整備事業大郷(堤見)地区農道整備	昭和六十三年三月二十二日
"	農村基盤総合整備事業津ノ井(香取)地区農道整備	昭和六十一年八月十五日
"	農村基盤総合整備事業津ノ井(祢宜谷農道)地区農道整備	昭和六十二年三月二十日
"	農村基盤総合整備事業津ノ井(祢宜谷三号)地区農業用排水	平成四年二月十日
"	農村基盤総合整備事業津ノ井(祢宜谷六号)地区農業用排水	"
"	農村基盤総合整備事業津ノ井(祢宜谷七号)地区農道整備	平成三年十一月二十六日
"	農村基盤総合整備事業津ノ井(紙子谷農道)地区農道整備	昭和六十三年三月十九日
"	農村基盤総合整備事業津ノ井(船木七号)地区農業用排水	平成三年十二月十五日
"	農村基盤総合整備事業下段地区農業用排水	平成四年二月十日
"	農村基盤総合整備事業明治地区農道整備	昭和六十二年三月十五日
"	農村基盤総合整備事業明治(河内)地区農道整備	昭和六十年十二月二十日
"	地区再編農業構造改善事業津ノ井西(香取)地区農道整備	平成元年三月二十五日
"	地区再編農業構造改善事業津ノ井東地区農業用排水	平成三年十二月三十日
"	第三期山村振興農林漁業対策事業上原地區農道整備	昭和五十九年十二月二十日
"	第三期山村振興農林漁業対策事業報徳地区農道整備	昭和六十二年一月二十日

三期山村振興農林漁業対策事業下砂見地区農道整備	昭和六十年一月十日
農村地域定住促進対策事業伏野地区農道整備	昭和六十二年三月二十日
農村地域定住促進対策事業末恒(伏野、金崎)地区農道整備	昭和六十一年十二月二十日
農村地域定住促進対策事業末恒(伏野、金崎)地区農業用排水	昭和六十年三月二十五日

鳥取県告示第六十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年三月二十七日 鳥取県指令受都計三一二第四十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市榎原字鋤ノ前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市榎原一三九五一一

谷本 要

選挙管理委員会規則

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規則

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程(昭和五十六年五月鳥取県選挙管理委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第百十条の三第三項」を「第百十条の五第三項」に改める。

第二条第一項中「第百十条の三第四項」を「第百十条の五第四項」に改める。

様式第三号中「第110条の3第4項」を「第110条の5第4項」に改める。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成五年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県林業支部	主たる事務所の所在地	鳥取市湖山町西二丁目四一	鳥取市湖山町東五丁目五一	平成四年十二月十日	政党の支部
自由民主党鳥取県日本看護連盟支部	代表者の氏名	鳥取市江津三一八一	鳥取市扇町二	平成四年十二月十四日	
〃	代表者の氏名	竹安 照枝	岸本由貴江	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	遠藤 時子	谷野 武子	〃	〃
織田洋後援会	主たる事務所の所在地	八頭郡智頭町大字智頭六〇〇一五	八頭郡智頭町大字智頭七〇八五	平成四年十二月七日	その他政治団体
鳥取県林業政治連盟	〃	鳥取市湖山町西二丁目四一	鳥取市湖山町東五丁目五一	平成四年十二月十日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規

21世紀を考える会	代表者の氏名	倉吉市西倉吉町一三三八	倉吉市山根五八八一三	平成四年十二月十日	〃
織田洋後援会	代表者の氏名	国岡 啓二	下山 睦彦	平成四年十二月十五日	〃
和田哲也後援会	主たる事務所の所在地	八頭郡郡家町大字郡家三三三六	八頭郡郡家町大字福地三四六	平成四年十二月十六日	〃
足立光徳後援会	〃	米子市夜見町一七五四一	米子市久米町一四二	平成四年十二月十七日	〃
中村草春後援会	〃	岩美郡岩美町大字浦富六六八	岩美郡岩美町大字浦富三三八一	平成四年十二月十八日	〃
〃	代表者の氏名	山田 至美	奥西 康一	〃	〃
石黒たけし後援会	主たる事務所の所在地	気高郡気高町大字土居八一	気高郡気高町新町三丁目一七	平成四年十二月十一日	〃
鳥取県ビルメンテナンス政治連盟	〃	米子市米原八丁目二二二	米子市西福原八五六	平成四年十二月十二日	〃
〃	会計責任者の氏名	大屋 公一	竹ノ内信義	〃	〃
鳥取県退職公務員政治連盟	主たる事務所の所在地	鳥取市馬場町二五	鳥取市吉方町二丁目五二九	平成四年十二月十五日	〃
〃	代表者の氏名	福山 繁雄	増田 薫	〃	〃
山田芳美後援会	主たる事務所の所在地	日野郡日野町根六三三四六三五	日野郡日野町濁谷二七六	平成四年十二月十八日	〃
〃	代表者の氏名	徳本 晃	松本 寛	〃	〃

定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成五年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 眞 尾 義 男

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 平成 3 年 1 月 1 日～同年12月31日

政治団体の名称 **本信統一後援会**

報告年月日 平成 4 年12月21日

収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成五年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 眞 尾 義 男

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 **いきいきとした倉吉をつくる市民の会**

報告年月日 平成 4 年12月21日

(平成 4 年12月20日解散)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額 7,803円
- ア 前年繰越額 7,803円
- イ 本年収入額 0円
- (2) 支出総額 7,803円

2 支出の内訳

- 経常経費 7,803円
- 人件費 7,803円
- 合 計 7,803円

政治団体の名称 **伊佐田富之後援会**

報告年月日 平成 4 年12月21日

(平成 4 年12月15日解散)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額 62,810円
- ア 前年繰越額 62,810円
- イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 62,810円

2 支出の内訳

- 政治活動費
- 寄附・交付金 52,810円
- その他の経費 10,000円
- 小 計 62,810円
- 合 計 62,810円

政治団体の名称 **長尾立子護国師後援会鳥取県支部**

報告年月日 平成 4 年12月24日

(平成 4 年12月24日解散)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額 55,916円
- ア 前年繰越額 37,668円
- イ 本年収入額 18,248円
- (2) 支出総額 55,916円

2 収入・支出の内訳

- (1) 収入の内訳
- その他の収入 18,248円
- 10万円未満の収入 18,248円
- 合 計 18,248円

(2) 支出の内訳		2 収入・支出の内訳	
政治活動費		(1) 収入の内訳	
組織活動費	55,916円	寄附 (内訳別掲)	
合 計	55,916円	個人からの寄附	25円
		合 計	25円
政治団体の名称 竹中清亮後援会		〔寄附の内訳〕	
報告年月日 平成4年12月28日		個人からの寄附	25円
(平成4年12月24日解散)		その他	25円
1 収入・支出の総額		(2) 支出の内訳	
(1) 収入総額	2,155円	政治活動費	
ア 前年繰越額	2,130円	その他の経費	2,155円
イ 本年収入額	25円	合 計	2,155円
(2) 支出総額	2,155円		

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
いきいきとした 倉吉をつくる市 民の会	天野 博正	興治 英夫	倉吉市上灘町二〇	平成四年 十二月二 十一日	その他 の政治 団体
伊佐田富之後援 会	本多 茂	竹中 敏隆	倉吉市湊町二八八 一	"	"
長尾立子薬剤師 後援会鳥取県支 部	西川 陽三	山本 卓志	鳥取市吉方温泉三 丁目七五一	平成四年 十二月二 十四日	"
竹中清亮後援会	松井 健雄	吉田 光良	西伯郡淀江町大字 小波一四七	平成四年 十二月二 十八日	"

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第四条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年一月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

考古資料の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
<p>野口一号墳出土遺物一括</p> <p>一 須恵器</p> <p>裝飾付壺・器台形土器</p> <p>子持器台形土器</p> <p>蓋杯形土器</p> <p>杯身</p> <p>杯蓋</p> <p>一 玉類</p> <p>管玉</p> <p>切子玉</p> <p>小玉</p> <p>附須恵器、土師器片</p> <p>谷畑遺跡祭祀関係遺物一括</p> <p>一 土製品</p> <p>人形土製品</p> <p>動物形土製品</p> <p>小型器台形土製品</p> <p>鈎状土製品</p> <p>円板状土製品</p> <p>土錐</p> <p>小玉</p> <p>一 石製小玉</p>	<p>一箇</p> <p>一箇</p> <p>一箇</p> <p>十四箇</p> <p>七箇</p> <p>二箇</p> <p>二十三箇</p> <p>五十五箇</p> <p>一括</p> <p>二箇</p> <p>一箇</p> <p>一箇</p> <p>六箇</p> <p>十箇</p> <p>二箇</p> <p>一箇</p>	<p>倉吉市</p>	<p>倉吉市葵町七三二</p>	<p>倉吉市仲ノ町三四四五―八 倉吉博物館</p>

<p>一 手握土器 附土器、土製品片 以上東側遺物集中地区出土</p> <p>一 土製品 動物形土製品 円板状土製品 模造鏡 丸玉 有孔土玉 一 勾玉 一 かまど 一 手握土器 以上西側遺物集中地区出土</p>	<p>二百二十一箇 一括</p> <p>一箇 一箇 一箇 一箇 五箇 一箇 一箇 二箇 一箇 七箇 三十三箇</p>